

第2次 御所市人権施策に関する基本計画

あらゆる差別をなくし、笑顔あふれる明るく 住みよい人権のまち

こどもから高齢者にいたるまですべての市民が、
人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、
人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く共生社会の創造をめざします



御所市マスコットキャラクター ゴセンちゃん

2026(令和8)年3月



計画策定の趣旨

御所市では、「日本国憲法」の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、人権意識の高揚を図り、人権が尊重される明るい和のあるまちづくりの実現をめざして、1998（平成10）年に「御所市人権擁護に関する条例」を制定しました。2000（平成12）年には「『人権教育のための国連10年』御所市行動計画」を、2016（平成28）年には、「御所市人権施策に関する基本計画」を策定し、こどもから高齢者にいたるまですべての市民が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く共生社会の創造をめざして、人権に関する施策を進めてきました。

しかしながら、未だ部落差別をはじめ、女性やこども、高齢者への人権侵害は後を絶たず、障がいのある人や外国人、性的マイノリティの人々等に対する不当な差別や偏見、本邦外出身者に対する不当な差別的言動といった多様な人権問題が依然として存在しています。

また、近年においては、さまざまな人権課題に関連して、インターネットを介した人権侵害が深刻化しており、このような状況が更に進むことによって、社会の分断を招き、基本的人権の根幹を揺るがすおそれが生じることにもなりかねません。

この度、人権をめぐる社会的な動向を踏まえ、各種人権課題の解決に向け、人権に関する施策のさらなる推進を図るため、「第2次御所市人権施策に関する基本計画」を策定します。

計画の位置づけ

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条及び「御所市人権擁護に関する条例」第2条の規定により、本市の責務として、人権施策に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」や、奈良県の「奈良県人権施策に関する基本計画」の内容を踏まえるとともに、「御所市第6次総合計画」やその他の関連計画との整合を図るものとします。

計画の期間

この計画の期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。

基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

また、すべての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、いきいきとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、すべての人が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するにあたっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められます。

この計画では、こどもから高齢者にいたるまですべての市民が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く共生社会の創造をめざした「あらゆる差別をなくし、笑顔あふれる明るく住みよい人権のまち」の実現をめざすことを基本理念とします。

あらゆる差別をなくし、 笑顔あふれる明るく 住みよい人権のまち

配慮する視点

- 1 自尊感情の確立ができる社会づくり
- 2 ちがいを豊かさとして認め合う共生の社会づくり
- 3 自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくり

一人ひとりが自分の個性や可能性を大切にし、自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。

そのためには、社会的身分、門地、人種、信条、性別等によって不当に差別されることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮できる社会が保障されなければなりません。

社会には、個性や価値観、民族や国籍などの多様性を認めず、同質化を求めたり、同質なもののなかに違いをつくり出して排除する考え方があり、それが特定の人々に対する偏見や差別を生んでいる場合も少なくありません。

すべての人が幸せに生きるために、互いの個性や特性を尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合う共生の社会づくりが重要です。

人間は個人として独立した存在であると同時に社会的な存在です。生きる喜びや幸せも、支え合い、共感できる豊かな人間関係の中にあります。

したがって、誰もが身近な関係にとどまらず、ボランティア活動や地域コミュニティづくり、生涯学習など社会的な活動への積極的な参加体験を通して、社会とのつながりを強化していく取組が求められます。

さまざまな人間と出会い、交流する中で、自らの存在を社会的に意味あるものとして確かめ、自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくりが重要です。

人権教育・啓発の基本的在り方

1 実施主体間の連携と市民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発は、本市や企業、民間団体など多様な主体が担っていますが、人権問題の複雑化に対応するためには、これらの主体が役割を踏まえて連携を強化することが重要です。また、市民への人権教育・啓発は、家庭・学校・地域・職場など生涯のあらゆる場で行われることで効果が高まるため、実施主体が十分に協力し、総合的に推進する必要があります。

2 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、対象者の発達段階に応じて工夫し、家庭・学校・地域など日常生活の経験を踏まえて行うことが重要です。特に、こどもの時期から人権感覚を育み、人権の意義を正しく理解して行動につながられるよう、年齢や特性に合った内容と方法を選択する必要があります。

3 市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、市民の自主性を尊重し、押し付けにならないよう留意しながら、多様な意見を寛容に受け止められる自由な議論の場づくりに努める必要があります。また、特定の意見に偏らず主体性と中立性を保ちつつ、市民から理解と共感を得られる内容と方法で実施し、当事者の声にも真摯に向き合うことが求められます。

人権教育・啓発の推進

人権教育

(担当部局：教育委員会事務局・健康福祉部)

人権教育は、生涯学習の視点から、幼児期からの発達段階に応じて学校教育と社会教育が連携して進める必要があります。

学校教育では、自他を尊重し、多様な人々と協働して持続可能な社会の創り手となる力を育み、社会教育では、あらゆる世代を対象に人権尊重の意識を高める学びを推進します。

また、これらを通じて、市民が権利の意義や他者尊重の必要性を理解し、人間尊重の精神を生活に生かすことをめざします。

◆ 家庭における人権教育

◆ 地域における人権教育

◆ 学校・就学前教育における人権教育

人権啓発

(担当部局：市民協働部)

人権啓発は、内容や方法において市民の理解と共感を得ることが重要です。

市民一人ひとりが人権を尊重する意義を正しく認識し、自他の人権を大切にする行動がとれるようにするため、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることをめざします。

◆ 啓発活動の充実

◆ さまざまな団体・機関等との連携

人権相談・支援の推進

人権相談は、すべての人の基本的人権を守り、幸せに生きる権利の保障をすることを目的としています。

市民が人権問題に直面した際、一人で悩んだり、苦しんだりしないよう、当事者の立場に立ったきめ細かな人権相談の体制を充実するとともに、問題の早期解決に向けた自立支援や権利擁護等の取組の充実を図るなど、相談・支援に関する施策を推進します。

■ワンストップ相談窓口 人権施策課

- ◆ 相談窓口の整備
- ◆ 相談員等の資質の向上
- ◆ 充実した情報提供
- ◆ 関係機関・団体等との連携

分野別人権課題に対する取組

インターネット上の人権侵害

インターネット上の人権侵害をなくすため、個人のプライバシーや名誉に関して、一人ひとりが正しい認識を培い、人権侵害を許さない意識の醸成や世論の高まりを図るための啓発を推進します。

また、受け取った情報について精査し、正しい判断によって情報を活かす力（インターネットリテラシー）を身につけるための学習機会を提供します。

さらに、悪質な差別的な書き込みを発見した場合は、削除に向けて関係機関と連携しながら対応します。

部落問題

部落差別に対する正しい理解が未だ十分に定着していないことや、身近に部落差別が存在するとの基本的な考え方に立ち、国や奈良県等と連携して、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「奈良県部落差別の解消の

推進に関する条例」の趣旨を尊重しながら、市民一人ひとりが部落差別に対する正しい知識と理解を深め、差別意識や偏見を解消することができるよう、教育・啓発や相談体制を充実することなどにより、部落差別の解消をめざします。

女性

性別にかかわらず、個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざすとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めます。

子ども

地域をはじめ関係機関との連携を強化し、いじめや児童虐待をなくすための総合的な施策を推進するとともに、子どもの貧困対策を推進する等、子どもの人権を守るためのあらゆる施策を展開します。

高齢者

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らすことができるように、本市において地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

障がい者

障がいのある人が住みたい場所で安心して安定した生活ができるよう、障がいのある人に寄り添った生活全般にわたる支援や、ライフステージを通じた切れ目のない支援、社会参加の促進による自己実現のための支援を基本的な考え方として、幅広い分野を密接に連携させながら障がい者施策を推進します。

外国人

異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を深めるなど、市民の国際理解を促進するとともに、多様な文化、習慣等を尊重し、国籍にかかわらず、人として尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される共生社会の実現に向けた取組を進めます。

本邦外出身者に対する 不当な差別的言動

ヘイトスピーチをなくすためには、ヘイトスピーチが許されるものではないという意識が、広く深く社会の中に浸透することが重要であることから、ヘイトスピーチは許されないものであるという認識を広めるための広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、ヘイトスピーチの被害に遭われ

た方々からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。

性的マイノリティの人々

地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした偏見や差別をなくすため、講演会や研修会などの教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

その他の人権問題

上記分野別以外に、災害時における人権や犯罪被害者等、感染症患者等、アイヌの人々、刑を終えて出所した人及びその家族、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ゲノム情報（遺伝情報）に関する人権等さまざまな人権問題があります。また、人権課題は社会の変化に伴って新たに生起し、顕在化するものです。

それらの課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行います。第2次基本計画では、人権尊重の基本理念を踏まえ、人権教育・啓発の推進を図るとともに、いかなる差別をも断じて許さない明るいまちづくりの実現に努めます。

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)
www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。




どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい



身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html




ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言
違法・有害情報相談センター(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言
人権相談(法務省)



☎0570-003-110
www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請^(注)を行います。
*削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。




プロバイダへの連絡
誹謗中傷ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請
セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼
インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

その他の人権問題の相談窓口

●さまざまな人権問題の電話による相談

みんなの人権110番
(全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110 (全国共通ナビダイヤル)

差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局につながります。相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。秘密は厳守します。

○受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。



左の二次元コードを読み込んで接続してください。

●いじめなどの電話相談窓口

こどもの人権110番

0120-007-110 (フリーダイヤル)

友だちから「いじめ」にあって学校に行きたくない、家の人にいやなことをされる、部活動で暴言・暴力を受けているなど、先生や親には話にくいけど、このままではどうしていいかわからない、誰も気づいてくれない・・・。

このような悩みがあったら、迷わず電話してください。「まわりでこんなことで困っている人がいる」という相談でもいいです。

○受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

らいん 相談
LINEで相談

友だち追加して相談してね！



けんさくあいでいー
検索 I D :

「@linejinkensoudan」

第2次御所市人権施策に関する基本計画

【概要版】

2026（令和8）年3月

発行：御所市人権施策課（人権センター内）

〒639-2244 奈良県御所市柏原 235 番地

電話：0745-65-2210 ファックス：0745-65-2207